

令和5年度事業計画について

令和5年度 さかほぎ軽トラ朝市 開催要領

1. 目的 農産物などの地産地消の場を確保するため、ソーシャルディスタンスに配慮した小規模な朝市形式の軽トラ市を開催することで、生産者の売り上げ確保と地産地消を推進することを目的とする。
2. 主催 さかほぎ軽トラ朝市実行委員会
3. 協力 坂祝町
坂祝町園芸振興会
めぐみの農業協同組合坂祝支店

4. 日時・場所

	日 時	場 所
第1回	令和5年 8月20日(日) 午前8時から10時まで	坂祝町中央公民館 第2駐車場
第2回	令和5年 10月15日(日) 午前9時から11時まで <small>※スポーツフェスタが13時までのため延長可</small>	坂祝町中央公民館 (スポーツフェスタ)
第3回	令和5年 12月17日(日) 午前9時から11時まで	坂祝町中央公民館 第2駐車場
第4回	令和6年 2月18日(日) 午前9時から11時まで	坂祝町中央公民館 第2駐車場

5. 出店品目 坂祝町産又は坂祝町近郊産農産物、果樹、園芸品、加工品
上記に限らず実行委員会が特別に認めた品
6. 出店条件 ア 出店スペースは1区画3.5m程度(軽トラ+売場スペース)

とし、原則、軽トラックでの出店とするが、トラックでない軽自動車でも可能とする。

- イ 出店者は出店品目等を記載した出店申込書（農産物を出店する場合は栽培履歴も必要）を事前に提出すること。
- ウ 出店者は当事業の目的に賛同するとともに坂祝町民を優先し、露天商は除外する。また4回全ての出店を原則とする。
- エ 出店は個人でなくても仲間やグループでの出店も可能とする。

7. 出店料 1区画1日につき500円

8. 出店申込 各開催日の2週間前までに「出店申込書（様式1号）」に「栽培履歴記録簿（様式2号）」「確約書兼同意書（様式3号）」を添えて実行委員会に申し込みし、審査後、出店許可証を交付します。申し込み状況によっては、開催場所の関係上、お断りする場合があります。

出店許可後キャンセルする場合は、開催日前日までに実行委員会までご連絡ください。当日のキャンセルや無断キャンセルの場合は次回以降の出店をお断りすることがあります。

9. 注意事項
- ア 出店者は実行委員会の指示に従ってください。
 - イ 出店場所は実行委員会が配置した区画とします。
 - ウ 出店品目の取り扱いは清潔で衛生的に行ってください。
 - エ 出店許可証は開催日に持参し、常時携帯してください。
 - オ 電気、ガス、水道は供給できません。
 - カ 出店により生じたゴミ等は必ず持ち帰りください。
 - キ 完売した場合でも、終了時間までは滞在してください。
 - ク 終了後の周辺の清掃にご協力ください。
 - ケ 出店における事故等について実行委員会は一切責任を負いかねます。
 - コ 少雨決行ですが、大雨、暴風などの警報が発令した場合、又は新型コロナウイルス感染状況により中止となる場合があります。